る法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

②　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第32項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第33項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第34項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第42条の２の２第２項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第７号に規定する修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第20項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ　「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第３条及び第３条の２に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ハ　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が旧建築基準法第77条の58第１項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第３条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。

ホ　「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(4)　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

①　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第38項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第18項に規定する施行令第26条第38項各号に掲げる工事、施行令第26条の28の５第25項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第26項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第28項及び第30